

[事案 2020-116] 傷害保険金支払請求

・令和3年2月22日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の障害状態に該当しないことを理由に、保険金が支払われなかったことを不服として、傷害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

用水路に転落し、外傷性頸部症候群を原因として所定の障害状態となったため、平成25年4月に契約した養老保険の災害特約にもとづき、平成30年9月に傷害保険金を請求したところ、約款所定の障害状態とは認められないとして、支払われなかった。しかし、以下の理由により、傷害保険金を支払ってほしい。

- (1)外傷性頸部症候群により、頸部脊柱に自動運動範囲の制限がある。
- (2)受傷後1年8か月を経過しても、症状は続いており、今後も痛みが続く可能性はあると言われていることから、障害の状態は固定し、かつ、その回復の見込みは無い。
- (3)前額部挫創が残ったが、他の保険会社では「外貌に醜状を残すもの」として、保険金が支払われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)整形外科の医師によると、頸部脊柱の自動運動範囲の制限は痛みによるもので、神経症状によるものではなく、痛みの改善により可動域制限が解除される可能性があると言われていることから、申立人の状況は、約款所定の「身体障害の状態が固定し、かつその回復の見込みが全くないことを医学的に認められたもの」とは認定できない。
- (2)本件約款では、外貌の醜状は支払対象ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の状態は約款所定の障害状態に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。